4.1.9.3.2.　4.1.7.1.に規定する走行用前照灯からすれ違い用前照灯への移行及びその逆の移行を自動で行うことができるものとするが、他の道路利用者にまぶしさを与えること等により他の交通の妨げとならないものとする。

4.1.9.3.3.　自動制御の性能は、シミュレーションその他の手段及び別紙10の1.に規定する試験運転によって確認するものとする。

4.1.9.3.4.　走行用前照灯は、次に掲げる要件をともに満たす場合に限り、自動で作動してもよいものとする。

(a)　4.1.7.1.に掲げる対向車又は先行車の灯火装置等が発する灯光又は反射光が、4.1.9.3.1.1.及び4.1.9.3.1.2.に規定する領域及び距離内で検出されないこと。

(b)　検出された周囲の光の明るさが、4.1.9.3.5.の規定を満たすこと。

4.1.9.3.5.　走行用前照灯が自動で作動する場合にあっては、4.1.7.1.に掲げる対向車又は先行車の灯火装置等が発する灯光又は反射光が、4.1.9.3.1.1.及び4.1.9.3.1.2.に規定する領域及び距離内で検出されたとき又は周囲の照度が7,000lxを超えた場合には、自動的に不作動状態となるものとする。

この場合において、自動車製作者等は、シミュレーションその他の手段により、前段に規定する基準への適合を証明するものとし、必要に応じ、車両上のセンサ取付高さと同じ高さにあるコサイン補正済みセンサを使用して、水平面上で照度を測定するものとする。

別添五十一4・2・2・中「協定規則第98号改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足改訂版」に、「協定規則第112号改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足改訂版」に改め、同別添4・2・8・及び4・2・8・1・2・中「すれ違いビーム」を「すれ違い用ビーム」に改め、同別添4・2・9・を次のように改める。

4.2.9.　その他の要件

3.5.2.の要件は、すれ違い用前照灯には適用しないものとする。

目標光束が2,000lmを超える光源を使用するすれ違い用前照灯又は主要なすれ違い用ビームを発生させるためにＬＥＤモジュールを有するすれ違い用前照灯については、4.2.6.2.1.のただし書及び4.2.6.2.2.の規定は適用しないものとする。

２つ以上の試験電圧が規定されているフィラメント光源の場合にあっては、当該装置の型式認可に関する通知書又は試験成績書に記載された、主要なすれ違い用ビームの目標光束を適用する。

エルボー点が移動する形式の曲線道路用配光可変型前照灯の場合、自動車が前進している時を除いて曲線道路用配光可変型照明は作動してはならない。ただし、自動車が左折する場合はこの限りではない。

別添五十一4・3・2・中「協定規則第19号第４改訂版」を「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版」に、「細目告示」を「本則」に改め、同別添4・3・6・1・2・を次のように改める。

4.3.6.1.2.　種別Ｆ３の前部霧灯

4.3.6.1.2.1.　光源の目標光束が2,000lm以下の場合は、運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、－1.0%以下でなければならない。

4.3.6.1.2.2.　光源の目標光束が2,000lmを超える場合は、次に掲げる要件に従うものとする。

4.3.6.1.2.2.1.　前部霧灯の照射光のカットオフの垂直傾斜は、非積載状態で測定した前部霧灯の照明部の下端の高さｈ（m）に応じ、別紙３に規定する全ての静的条件下において、自動的に次に掲げる限度に適合しなければならない。

１）ｈ≦0.8のとき

限度　　－1.0%から－3.0%までの間

初期傾斜　－1.5%から－2.0%までの間

２）ｈ＞0.8のとき

限度　　－1.5%から－3.5%までの間

初期傾斜　－2.0%から－2.5%までの間

4.3.6.1.2.2.2.　運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、自動車製作者により0.1%以内の精度で指定されるものとする。

当該初期傾斜の指定値は、別紙５に示す記号により、前部霧灯又は自動車製作者が自動車に貼付するプレートの近傍に、明瞭に読み取ることができ、かつ、容易に消えない方法又は4.2.6.1.1.に規定する表示と組み合わせる方法で表示しなくてはならない。この場合において、表示する初期傾斜の指定値は、4.3.6.1.2.2.1.に従って定めるものとする。

別添五十一4・3・6・2・1・を削り、同別添4・3・6・2・2・及び同別添4・3・6・2・4・中「4.3.6.1.2.1.」を「4.3.6.1.2.2.1.」に改め、同別添4・3・6・2・2・を同別添4・3・6・2・1・とし、同別添4・3・6・2・3・を同別添4・3・6・2・2・とし、同別添4・3・6・2・4・を同別添4・3・6・2・3・とし、同別添4・3・6・2・5・を同別添4・3・6・2・4・とする。

別添五十一4・3・9・中「協定規則第19号第４改訂版」を「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版」に改め、同別添4・4・2・中「細目告示」を「本則」に改め、同別添4・23・中「主走行ビーム」を「走行用ビーム」に改め、同別添4・23・2・4・23・6・1・2・1・及び4・23・6・3・中「協定規則第123号改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足改訂版」に改め、同別添4・23・7・1・を次のように改める。

4.23.7.1.　配光可変型前照灯によって提供される走行用ビーム

4.23.7.1.1.　走行用ビームの灯火ユニットは、同時に全て又は一対にして作動させることができる。すれ違い用ビームから走行用ビームに切り替えるときには、少なくとも一対の走行用ビームの灯火ユニットを作動させなければならない。

走行用ビームからすれ違い用ビームに切り替えるときには、走行用ビームの全ての灯火ユニットが同時に不作動状態とならなければならない。

4.23.7.1.2.　走行用ビームは、4.23.9.3.の規定に従って、配光可変型として設計することができるが、制御の信号を生成するセンサは、次に掲げるものを検出し、かつ、反応することができるものでなければならない。なお、当該制御の性能が改善すると認められる場合にあっては、センサに追加の機能を備えることができる。

(a)　周囲の光の状態

(b)　対向車の前面において灯火装置等が発する灯光又は反射光

(c)　先行車の後面において灯火装置等が発する灯光又は反射光

4.23.7.1.3.　配光可変型前照灯は、配光可変状態、非配光可変状態のいずれの場合においても、作動状態及び不作動状態を手動により行うことができ、かつ、自動制御を手動により解除できなければならない。

4.23.7.1.4.　すれ違い用ビームは、走行用ビームが点灯しているときに、引き続き点灯してもよいものとする。

4.23.7.1.5.　４つの格納型灯火ユニットが取り付けられている場合において、これらの灯火ユニットが上昇した場合、3.12.に規定する昼間の断続的な灯火の点灯を意図した補助灯火ユニットの同時点灯をしてはならない。

別添五十一4・23・7・2・中「主走行ビーム」を「走行用ビーム」に改め、同別添4・23・7・4・中「や」の下に「他の道路利用者にまぶしさを与えること等により」を、「ならない。」の下に「なお、すれ違い用ビームの等級及び配光形態の作動にあっては4.23.7.4.1.から4.23.7.4.5.までの規定を適用し、配光可変型走行用ビームの等級及び配光形態の作動にあっては4.23.7.4.1.から4.23.7.4.5.までの規定のうち該当する規定を適用するものとする。」を加え、同別添4・23・7・4・3・中「協定規則第123号改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足改訂版」に改め、同別添4・23・7・4・6・中「主走行ビーム」を「走行用ビーム」に改め、同別添4・23・8・2・中「協定規則第123号改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足改訂版」に改め、同別添4・23・8・3・を同別添4・23・8・4・とし、同別添4・23・8・2・の次に次を加える。

4.23.8.3.　走行用ビームが配光可変型の場合にあっては、配光可変状態である間は走行用ビームが当該状態であることを運転者席の運転者に表示し続けなければならない。